

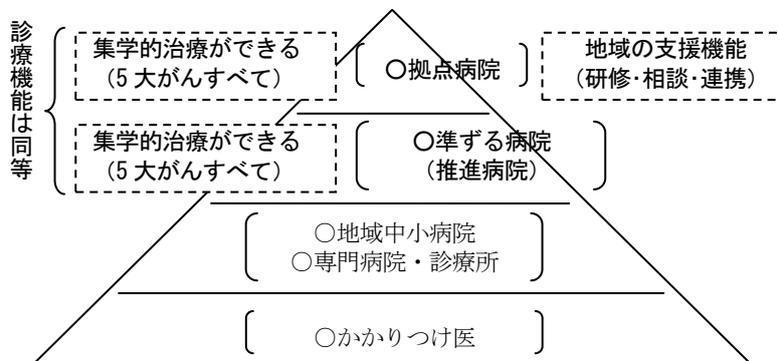
がん診療連携拠点病院に準ずる病院（推進病院）の指定要件について

1 がん診療連携拠点病院に準ずる病院とは

国のがん診療連携拠点病院の指定は受けていないが、地域のがん診療の中核となる病院として県が認定する病院。

2 高知県における「準ずる病院（推進病院）」の考え方

- ・ 5大がんへの集学的治療を提供する体制を有することを基本とする。
- ・ 診療報酬上の加算が一部しかないことから、国の拠点病院の指定要件から、診療従事者の専従(8割以上の勤務)・専任(5割以上の勤務)・常勤の要件は緩和する。
- ・ 患者への相談対応のための相談支援センターの設置及び院内がん登録の実施をする。
- ・ 申請時には、国の申請書類と同等の内容を徴収する。
- ・ 更新は、4年に1回とする。



3 「拠点病院(国指定)」より「準じる病院(県指定)」で緩和している主な要件

項目	拠点病院	準ずる病院
診療体制 ・診療従事者 (医師)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専任</u>の放射線診断に携わる医師1名以上 (原則常勤) ・ <u>専従</u>の放射線治療に携わる医師1名以上 (原則常勤) ・ <u>専任・常勤</u>の化学療法に携わる医師1名以上 (原則専従) ・ 緩和ケアチームに専任の身体症状の緩和に携わる医師1人以上(原則常勤) ・ <u>専従・常勤</u>の病理診断に携わる医師1名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線診断に携わる医師1名以上 (原則常勤・<u>専任が望ましい</u>) ・ 放射線治療に携わる医師1名以上 (原則常勤・<u>専従が望ましい</u>) ・ 化学療法に携わる医師1名以上 (常勤・<u>専任が望ましい</u>) ・ 緩和ケアチームに身体症状の緩和に携わる医師1人以上(<u>常勤・専任が望ましい</u>) ・ 病理診断に携わる医師1名以上 (常勤・<u>専任が望ましい</u>)
診療体制 ・診療従事者 (医師以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専従・常勤</u>の治療に携わる診療放射線技師1名以上 ・ 放射線治療室に専任・常勤の看護師1人以上 ・ 外来化学療法室に専任・常勤の看護師1名以上 (原則専従) ・ 緩和ケアチームに<u>専従</u>の看護師1名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専任・常勤</u>の治療に携わる診療放射線技師1名以上 ・ 放射線治療室に専任・常勤の看護師1人以上 <u>配置する事が望ましい</u> ・ 外来化学療法室に専任・常勤の看護師1名以上 (原則専従であることが望ましい) ・ 緩和ケアチームに<u>専任</u>の看護師1名以上
情報収集体制 ・相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員研修を修了した<u>専従及び専任</u>の相談員をそれぞれ1名ずつ配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を修了した<u>専従又は専任</u>の相談員を1人以上配置することが望ましい。
情報収集体制 ・院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を修了した<u>専従</u>の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を修了した<u>専任</u>の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置することが望ましい。

(注) の部分の要件を緩和する。